

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成21年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成21年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成21年1月20日

総務省自治財政局財政課長

平 嶋 彰 英

各都道府県総務部長 殿

（財政担当課、市町村担当課扱い）

各指定都市財政局長 殿

（財政担当課扱い）

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、昨年12月3日「平成21年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定し、12月19日に「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解するとともに、同日の経済対策閣僚会議で「生活防衛のための緊急対策」を決定し、これに基づいて同月24日、平成21年度予算の概算（別添資料第3）を閣議決定した。また、同日、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」（以下、「中期プログラム」という。別添資料第4）を閣議決定した。

1 平成21年度予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により編成された。

(1) 平成21年度予算編成にあたっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下、「基本方針2006」という。）等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成20年7月29日閣議了解）を維持しつつ、「金融・世界経済に関する首脳会合」の宣言も踏まえ、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議決定）に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。また、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる。なお、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源の確保について検討する。

(2) 予算配分の重点化にあたっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策

評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行う。

- (3) 国民の期待に応える政府とするため、政府の一層の効率化を図る。「廃すべきは廃し、改めるべきものは改める」との姿勢で国・地方を通じた大胆な行政改革を進め、ムダを徹底的に省いて政府の規模を縮小することにより、国民に温かい効率的な政府をつくる。

このため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下、「行革推進法」という。）に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革（財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を含む。）、資産債務改革等について平成21年度予算に適切に反映するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を着実に実施する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公益法人への支出の3割削減など公益法人の見直し等に取り組む。

行政機関の機構・定員については、国民に温かい効率的な政府をつくるため、大幅な定員削減を行い、小さな政府を目指す。①生活者の安心を支える行政、②日本の国際的地位に見合った外交体制の2つを重点分野として、府省の枠を越えたスクラップ・アンド・ビルドにより、必要な分野に職員を配置する。

- (4) 「地方分権改革推進委員会」の「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき取り組む。

出先機関改革については、政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する（同委員会は、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革及び地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて平成20年12月8日に「第2次勧告」を行った。）。

さらに、同委員会は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」（平成18年12月15日法律第111号）に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

地方分権の進展を図った上で、最終的には、地域主権型道州制を目指す。

2 また、「平成21年度予算編成の基本方針」においては、「地方財政」について、以下の方針が示されている。

- (1) 平成21年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
- (2) 地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。
- (3) 道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る。
- (4) 地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。
- (5) 景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる。
- (6) 地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下、「地方行革新指針」という。）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

3 さらに、「生活防衛のための緊急対策」においては、以下の方針が示されている。

- (1) 地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施することができるよう、地方交

付税を1兆円（雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するための特別枠0.5兆円）増額する。

- (2) 経済金融情勢の変化等を踏まえ、果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うため、「経済緊急対応予備費」を新設する（1兆円）。その使途は、雇用、中小企業金融、社会資本整備等とする。

- 4 このような方針に基づいて編成された平成21年度の一般会計予算の規模は、88兆5,480億円（前年度比5兆4,867億円、6.6%増）で、一般歳出は、51兆7,310億円（前年度比4兆4,465億円、9.4%増）となっている。なお、経済緊急対応予備費として1兆円計上されている。

財政投融资計画の規模は、15兆8,632億円（前年度比1兆9,943億円、14.4%増）となっている。

また、「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成21年度の国内総生産は510.2兆円程度、名目成長率は0.1%程度、実質成長率は0.0%程度となるものと見込まれている。

- 5 なお、「中期プログラム」において、税制抜本改革の全体像について、以下の方針が示されている。

- (1) 税制抜本改革の道筋として、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護

の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

(2) 税制抜本改革の基本的方向性として、地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

## 第2 地方財政対策

平成21年度においては、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれた。

このため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「基本方針2006」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、定員の純減・給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図ることとする一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえた地方交付税の増額と地方六団体の要望を踏まえた地方財政計画の歳入歳出の適切な積み上げに取り組むこととし、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、雇用創出等のため地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとした。

このような方針に沿って講じることとした地方財政対策の概要は次のとおりである。

### 1 「生活防衛のための緊急対策」に基づく地方交付税の「1兆円」増額

「生活防衛のための緊急対策」に基づき既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額するとともに、これに合わせて、地方財政計画の歳出に、特別枠「地域雇用創出推進費」を創設するなど、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費として1兆円を追加計上している。

「地域雇用創出推進費」は、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して平成21年度及び平成22年度にそれぞれ5,000億円を計上するこ

ととしており、地域の実情に応じて雇用の創出を推進できるよう、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとしている。

また、地方財源を充実するため、以下のとおり地方財政計画の歳入歳出の見直しを行うこととしている。

- (1) 「地域の元気回復」に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化のための財源を確保（一般行政経費） 1, 500億円程度
- (2) 小児・産科医療をはじめ地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実（一般行政経費、公営企業繰出金） 1, 500億円程度
- (3) 最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直し 2, 000億円程度

## 2 財源不足とその補てん措置

平成21年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、10兆4,664億円の財源不足が生じ、平成8年度以来14年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成21年度の地方財政対策においては、平成19年度に講じた平成21年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）等により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

上記の考え方に基づき、平成21年度の財源不足額10兆4,664億円について、まず、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地

方債（財源対策債）の増発（1兆2,900億円）、平成20年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成21年度に加算することとされている額（7,231億円）（以下、「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰り入れ、平成19年度分の精算（4,994億円）の後年度への繰り延べ及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金（500億円）により補てんすることとした上で、これらを除く7兆9,039億円から地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆3,933億円を差し引いた5兆5,106億円について、国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

(1) 国の一般会計からの既往法定分の加算額7,231億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額1,400億円及び同条第3項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額5,831億円であること。

(2) 折半対象財源不足額（5兆5,106億円）のうち国負担分2兆7,553億円については、臨時財政対策加算（2兆5,553億円）及び「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）附則第4条第1項に規定する特別交付金（2,000億円）により補てん措置を講じることとしていること。

(3) 平成21年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（2兆7,553億円）に地方の負担である既往の臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（2兆3,933億円）を加えた5兆1,486億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 1兆4,533億円

イ 地方財政計画歳出の投資的経費（単独）及び一般行政経費（単独）と決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち次の合算額 8,300億円

- ① 平成17年度是正分 700億円（平成17年度是正分の一般財源相当額3,500億円の5分の1）
- ② 平成18年度是正分 4,000億円（平成18年度是正分の一般財源相当額1兆円の5分の2）
- ③ 平成19年度是正分 3,600億円（平成19年度是正分の一般財源相当額6,000億円の5分の3）

なお、上記①から③までの一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降5年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置（財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん）に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとしていること。

ウ 地方再生対策費分 1,100億円

### 3 地方交付税の総額

「生活防衛のための緊急対策」に基づき地方交付税を1兆円増額した上で、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の大幅な減収に対して国と地方が折半して補てんする措置を講じた結果、平成21年度の地方交付税の総額は前年度に比し4,141億円増の1兆5,820億円（前年度比2.7%増）、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は前年度に比し2兆7,295億円増の2兆9,688億円（前年度比15.0%の増）となっている。

なお、平成19年度分の精算（4,994億円の減額）については、全額を繰り延べ、平成23年度から平成27年度の各年度においてそれぞれ999億円を各年度の地方交付税の総額から減額することとしている。

また、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、平成27年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている。

- (1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

2,219億円

- (2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 14億円
- (3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 45億円
- (4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額 194億円

#### 4 地方税制改正

平成21年度の地方税制改正においては、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

なお、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う平成22年度以降の減収については、その全額を減収補てん特例交付金で補てんするとともに、自動車関係諸税の減税が市町村財政に大きな影響を与えることを踏まえ、自動車取得税交付金の減収の一部について、平成21年度から平成23年度までの間、減収補てん特例交付金により補てんすることとしている。

#### 5 地方財政の規模

平成21年度の地方財政の歳入歳出規模（地方財政計画ベース）は8兆2,600億円程度（前年度比1.0%程度減）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆2,200億円程度（前年度比0.7%程度増）となる見込みである（別添資料第5）。

また、平成21年度の地方財政計画においては、一般財源（地方税、地方

譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。)の総額は59兆786億円(前年度比1.3%の減)となる見込みであるが、一般財源から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は57兆7,986億円程度(前年度比0.6%程度の増)となる見込みである。

なお、地方債依存度は14.3%程度(平成20年度11.5%)となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成21年度末借入金残高は197兆円程度(平成20年度末197兆円程度)となる見込みである。

### 第3 予算編成の基本的考え方

平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面にある。雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっている。物価の動向をみると、原油価格の急速な下落から、消費者物価は今後落ち着いていくと見込まれる。

「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進めることとしている。現下の経済金融情勢に対応した「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」に引き続き、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ「生活防衛のための緊急対策」を着実に実施するとともに、「新経済成長戦略」等により、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を發揮させることとしている。また、「基本方針2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこととしている。

平成21年度の我が国の経済については、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが

期待される。物価は、原油・原材料価格の弱い動きを反映し、前年比で下落するとされている。

なお、世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の下降局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要がある。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお財源不足が大幅に拡大する状況にある。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成21年度末に197兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

その一方、百年に一度と言われる経済危機の中、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を維持するためには、地方公共団体が国との十分な連携の下、地域の実情に応じた適切な対策を講じていくことが必要である。

このような現状を踏まえ、平成21年度の予算編成に当たっては、以下の点に留意して取り組まれない。

- 1 平成21年度の国内総生産の成長率は、名目0.1%程度、実質0.0%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。
- 2 現下の厳しい経済情勢や雇用情勢の下、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」等に基づき、平成20年度から平成21年度にかけて切れ目なく連続的に施策が実行することとされていることを踏まえ、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願いたい。
  - (1) 「生活防衛のための緊急対策」に基づき地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施することができるよう、地方交付税を1兆円増額することを踏まえ、国民生活を守るため未来につながる事業に積極的に取り組み、地域雇用の創出に努めること。

「地域雇用創出推進費」として地方交付税の算定を通じて配分される額については、「地域雇用創出推進費」が平成21年度及び平成22年度限

りの措置であることも踏まえ、全額をいったん基金に積み立てて使用するなどにより、その使途が地域住民に明らかとなるように取り組みを行うことが望ましいこと。

(2) 平成20年度補正予算(第2号)に計上されている「地域活性化・生活対策臨時交付金」については、交付金の一部を基金に積み立て、平成21年度中に実施する地方単独事業の財源として活用できるようにする予定であり、地域活性化等に資する事業を積極的に実施すること。

(3) 平成20年度補正予算(第2号)で創設することとされている「ふるさと雇用再生対策特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」については、各都道府県において交付金を財源として基金を設置し、民間事業者やシルバー人材センターへの委託等により、地域の求職者等を対象にした雇用機会の創出や非正規雇用労働者、中高年高齢者等の一時的な雇用機会を創出するための事業を平成23年度までの期間にわたり実施することとされていることを踏まえ、適切な対策を講じること。

3 地方分権を一層推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことが必要である。総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下、「新地方行革指針」という。)を示し、行政改革に積極的に取り組むよう要請し、平成20年度中に全ての地方公共団体において「集中改革プラン」の公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランの実施状況について点検を行い、取組を着実に推進するとともに、「行革推進法」等を受け策定された「地方行革新指針」を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれない。

なお、行政支出総点検会議等の議論に基づく国の公益法人向け支出の削減や行政コストの節減・効率化などの取組も踏まえ、事務・事業等について、再度点検・見直しに取り組まれない。

4 定員及び給与については、次の事項に留意して、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。

(1) 定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うこととされており、住民への説明責任を果たしながら、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に引き続き取り組むこと。

(2) 給与については、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」（平成20年11月14日付け総務事務次官通知）及び「地方行革新指針」等に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

ア 地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない地域において支給している団体等、地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しが適切に実施されていない団体においては、直ちにこれを是正すること。

イ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映すること。

ウ 技能労務職員の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号）を踏まえて策定し公表した取組方針に沿って給与等の見直しに向けた取組を着実に実施すること。なお、いまだ取組方針を策定・公表していない地方公共団体においては、速やかに策定し公表すること。

エ 退職手当についても、国家公務員における退職手当の構造面の見直しを踏まえた見直しを実施していない団体においては、速やかに国に準じて見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、直ちに是正措置を講じること。

オ 以上のほか、給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合に

は、直ちにその適正化を図ること。

- (3) 給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
- (4) 職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、国においては本年7月までに施行が予定されている新たな人事評価制度の導入に伴い、評価結果を昇給や勤勉手当等の給与決定に活用するため、勤務成績判定期間や懲戒処分を受けた場合の取扱い等について所要の措置を講じるとともに、降給・降格の仕組みを新たに整備することとされているので、地方公共団体においても、これらを参考としながら、勤務実績の反映に努めること。
- (5) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しが着実に進められているところであるが、なお取組が進んでいない団体にあっては、職員互助会への補助を含め、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、各地方公共団体において、事業の実施状況等の公表内容の充実を図るほか、公表していない団体は公表すること。各都道府県の市区町村担当課においては、管内市区町村の事業の実施状況を比較できるような形で分かりやすく公表すること。

- 5 公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成20年11月12日付け総務事務次官通知）を踏まえ、改めて厳正な服務規律の確保及び適正な予算執行の確保に努められたい。特に、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを点検する等、適正な予算執行を確保するために必要な改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営の確保に努められたい。
- 6 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行われたい。特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図られたい。また、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、適切に予算計上されたい。

7 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進められたい。また、各地方公共団体の総合的な財政情報について一覧性をもって開示する「財政状況等一覧表」を公表しているところであるが、引き続きその活用を図られたい。なお、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け自治財政局長通知）等に基づき作成・公表している「財政比較分析表」及び「歳出比較分析表」等の活用を図り、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進されたい。また、健全化判断比率の掲載について別途通知する予定であるので留意されたい。

8 公会計の整備については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、「公会計の整備推進について」（平成19年10月17日付け自治財政局長通知）の内容にも留意して、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下、「地方公共団体財政健全化法」という。）の施行を踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備できるよう取り組まれたい。

また、「行革推進法」の趣旨及び「地方行革新指針」において資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することとされていることを踏まえ、資産・債務改革に向けた取組を進められたい。

9 定住自立圏構想については、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、圏域全体で暮らしに必要な生活機能等を確保する取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、以下のような財政措置を講じることとしている。

- ① 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置（特別交付税）
- ② 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設
- ③ 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

このほか、ふるさと融資など民間主体の取組の支援に対する財政措置、地域医療等個別の施策分野における財政措置、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うこととしている。

10 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対

し、「頑張る地方応援プログラム」により、市町村プロジェクトの取組経費に係る特別交付税措置、成果指標の普通交付税算定への反映、企業立地促進法に基づく減収補てん措置等を講じることとしている（交付税措置額3,000億円程度）。また、地方公共団体のプロジェクトに対して、関係各省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、環境省）と連携し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしている。

平成21年度においても、引き続き、人材支援措置として、地域人材力活性化事業（先進市町村で活躍している職員や民間専門家の紹介・派遣など）を実施することとしている。

- 11 市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、平成22年2月1日には1,773となる予定であり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られ、また、小規模な市町村がなお多数存在している。

行財政規模・能力の充実が求められる市町村においては、少子高齢化の進行や厳しい財政状況、さらに今後一層の地方分権改革の進展等を踏まえ、地域の課題に対応しつつ行政サービスを維持・向上させるため、長期的な視野に立ち、合併について真剣に検討することが必要である。合併関係市町村における合併の合意から実際の合併までの手続には一定の時間を要することから、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）の期限まで1年余りとなったことを踏まえ、早急に市町村の将来の在り方について真剣な検討を行い、結論を得られたい。

都道府県においては、「合併新法」に基づき、合併に向けた市町村の取組を支援するなど引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

また、合併の推進及び合併した市町村の新しいまちづくりを支援するため、市町村合併支援プランに基づき、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、各種支援等の積極的な活用を図られたい。

- 12 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対

して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金（給付費等の7%（4,796億円））については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（3,267億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 以下の制度については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成21年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保険者支援制度（730億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

② 高額医療費共同事業（2,274億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

③ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(4) 以上のほか、妊娠・出産に係る負担軽減のための緊急対策として本年10月から国庫補助事業として実施される予定の出産育児一時金の額の引き上げについては、引き上げ分に係る地方負担分の2/3の額を一般会計繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

### 13 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な実施

医療制度改革の一環として、平成20年4月から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、引き続き、その所要額（2,373億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成20年6月12日政府・与党決定）により創設されることとなった保険

料軽減措置（均等割9割軽減・所得割5割軽減）に伴う平成21年度分の財政措置については、全額国費により対応することとし、平成20年度第2次補正予算に所要の額を計上していること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 高額医療費負担金（977億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

② 財政安定化基金（289億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

③ 不均一保険料（13億円（国1/2、都道府県1/2））

(3) 実施主体である広域連合に対する市町村分担経費、市町村の施行事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 医療費の適正化を図るため、引き続き、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について地方交付税措置を講じることとしていること。

14 道路特定財源については、平成21年度から一般財源化することとしており、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、地方譲与税の使途制限を廃止することとしている。

また、「道路特定財源の一般財源化等について」（平成20年12月8日政府・与党）に基づき、地方道路整備臨時交付金を廃止するとともに、それに代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる「地域活力基盤創造交付金」（9,400億円）を創設することとされている。

なお、道路特定財源の一般財源化に伴い、道路に関連する地方債を見直すこととし、一般公共事業債の充当率を現行の45%（財源対策債分45%）から90%（通常分30%、財源対策債分60%）に上げるとともに、単独事業については、従来、道路特定財源があること等により起債対象としていなかった通常の事業量に相当する部分も対象とする地方道路等整備事業債を創設し、臨時地方道整備事業債を廃止することとしている。

また、今回の自動車関係諸税の減税が市町村財政に大きな影響を与えることを踏まえ、自動車取得税交付金の減収を補てんするため、地方特例交付金を拡充することとしているので留意されたい。

15 地域力創造対策、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、有害鳥獣被害対策、教育教材の整備推進、特別支援教育の充実、子ども農山漁村交流プロジェクト、退職教員等外部人材活用事業、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、肝炎治療特別促進事業、地域若者サポートステーション事業、防災拠点施設の耐震診断促進事業、国民保護対策、消防広域化支援対策及び高規格救急自動車整備促進事業等については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしている。なお、以下の点に留意されたい。

- (1) 「地域力創造対策」のうち、地域連携による「自然との共生」の推進等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
- (2) 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組むこと。また、安全・安心なICT社会を目指すため、必要に応じた情報セキュリティポリシーの見直し、セキュリティ監査、セキュリティ研修等によるセキュリティ対策の実効性確保を推進するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。なお、住民基本台帳カードの普及を通じて、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化に要する経費に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 「中小企業金融対策」のうち、中小企業対策として行う融資措置に係る利子補給、信用保証協会の保証料補助及び金融機関に対する預託等の措置に係る経費等について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
- (4) 「農山漁村地域活性化対策」のうち、国の施策に応じて行う「環境・生

態系保全活動支援事業」については、平成21年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

- (5) 「森林・林業振興対策」のうち、森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、地方公共団体等が公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理等を行う際に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

さらに、公有林等における間伐等の管理に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

- (6) 「教育教材の整備推進」については、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体育、体験活動の充実等を定めた新学習指導要領を円滑に実施するため、教材整備緊急3ヶ年計画（平成21年度から平成23年度）に基づき地方交付税措置を拡充するとともに、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

- (7) 「特別支援教育の充実」については、公立小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、地方交付税措置を講じているところであるが、平成21年度は公立幼稚園も対象とし、配置人数を約33,800人に拡充することとしていること。

- 16 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率及び融資限度額の引上げの特例措置を平成22年3月31日まで、加入者系光ファイバ網等の整備に係る特例措置を平成23年3月31日まで、それぞれ延長するほか、新たに定住自立圏の推進に係る事業について、「過疎地域」における「地域再生計画認定地域」（内閣府の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生計画の認定を受けた地域をいう。）と同様の融資比率及び融資限度額とすることとしている。また、新たに「地域力創造推進地域」（「地域力創造対策」に基づき、経済が停滞するなど、特に地域の活性化を図ることが必要と認められる地域として選定される地域を

いう。)における事業についても、「地域再生計画認定地域」と同様の融資比率及び融資限度額とすることとしている。

17 消費者行政費については、「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)等を踏まえ、平成20年度2次補正予算による地方消費者行政活性化基金の創設等と併せて、消費生活相談員の処遇改善、適切な配置を可能にするように地方交付税措置を拡充することとしている。

18 公共・公用施設の地上デジタル放送への対応については、庁舎や学校等のアンテナ等工事に要する経費(当該工事とあわせて整備するデジタルテレビ及びデジタルチューナーに要する経費を含む。)及び受信障害対策共聴施設の整備・改修に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

#### 19 地域医療提供体制の確保

地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、全国どこの地域においても安心した医療を受けられる地域医療の確立のため、公立病院に対する地方交付税措置の大幅な拡充に加え、医師確保等に要する経費についての支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 「緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党)」等における医師の養成増については、従来の医学部生に対する奨学金貸与事業のほか、新たに、医師不足が顕著な産科、小児科、救急科等の後期研修医に対して、研修修了後一定期間地元の医療機関でそれらの診療科において従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与事業について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当、産科医の手当への財政支援や勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減など、医師確保対策等の推進に係る国庫補助事業が拡充されたことに伴い、これら施策に係る地方交付税措置についても充実することとしていること。

(3) 地域医療対策協議会の開催及び医師不足病院等における地域の開業医の活用等に要する経費のほか、新たに、地域の実情に応じて行われる医師確保対策に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 近年、医師不足が顕著である公立病院における医師確保対策の推進のため

め、国家公務員である病院等勤務医師について講じられる勤務環境の改善措置を踏まえ、公立病院に勤務する医師についても地方公共団体において適切に対応できるよう、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- 20 「子育て支援事業」については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や地域における子育て力の強化、少子化対策推進本部の設置等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。また、妊婦健診については、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、5回分の公費負担に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講じるとともに、残り9回分については、平成22年度までの間、必要な経費の2分の1を国庫補助により都道府県に造成する基金で措置し、2分の1について地方交付税措置を講じることとしている。
- 21 地域の多様な教育・保育ニーズに柔軟かつ適切に対応する「認定こども園」の整備を促進するため、保育所機能または幼稚園機能に対する事業費補助や施設整備費補助の地方負担について、地方交付税や地方債による措置を講じることとしている。
- 22 がん検診については、「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）等を踏まえ、受診率の向上のために要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 23 「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬（タミフル及びリレンザ）の備蓄に要する経費について、平成21年度から3年間、地方交付税措置を講じることとしている。
- 24 「特定疾患治療研究事業」及び「小児慢性特定疾患治療研究事業」については、医療保険制度における高額療養費の自己負担限度額の引下げ等を行うことにより、対象事業費の縮減を行うこととしている。
- 25 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、「予防査察の強化」、「救急の充実」及び「消防団活動の充実」の三本柱を重点的に推進するために必要な経費について、次のとお

り支援措置を講じることとしている。

- (1) 「予防査察の強化」については、防火対象物の高層化、複雑化に伴う立入検査業務等の充実のために必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 「救急の充実」については、市町村の消防機関が、応急手当方法の指導や診療可能な医療機関の案内等を行う事業に加え、医師や看護師と連携した医学的に質の高い救急相談事業を実施することができるようにするため、市民からの救急相談に対応する職員の配置等の経費について地方交付税措置を講じることとしていること。  
また、新型インフルエンザ発生時に消防機関が業務を継続するため、職員間の感染防止に必要な資器材の整備に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 「消防団活動の充実」については、地域防災リーダーの育成や地域防災スクールの推進に要する経費、地域住民との連携強化等のための地域活動に要する経費、救助資機材搭載型車両等の整備の充実に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

26 「公共施設等耐震化事業」については、庁舎又は避難場所として指定された公立高等学校等の施設であって地震による倒壊の危険性の高いものの耐震化を行う場合に、地方交付税措置を拡充することとしている。

また、公立病院の施設設備の耐震化等に要する経費に係る地方財政措置については、民間医療機関に対する国庫補助制度の充実を踏まえ、対象となる病院の範囲を拡大するとともに、当該経費について発行された病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置の充実を図ることとしている。

27 「防災基盤整備事業」については、震度観測点の維持を図るために震度情報ネットワークシステムの整備・更新を行う場合に、地方交付税措置を拡充することとしている。

28 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成21年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

- 29 公営企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地域民間給与の更なる反映、特殊勤務等諸手当等の是正の趣旨にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施されたい。また、定員管理については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努められたい。

#### 第4 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行への対応

平成21年4月1日より、「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行され、平成20年度決算から適用されることを踏まえ、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、次の事項に留意して総合的な財政健全化に取り組まれたい。

- 1 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体、又は資金不足比率が経営健全化基準以上である地方公営企業を営営する地方公共団体は、当該年度の末日までに財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされており、その策定にあたっては、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について個別外部監査の要求を行うことや議会の議決が必要とされている。従って、平成20年度決算において、これらに該当することが見込まれる地方公共団体においては、これらを踏まえ、計画策定のため必要な準備を進められたい。なお、財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるにあたっては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならないとされていることに留意されたい。
- 2 すべての健全化判断比率が早期健全化基準未満、又は資金不足比率が経営健全化基準未満であっても、実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がある場合には、その解消に取り組まれたい。また、実質公債費比率等を踏まえて公債費負担の適正な管理を行うとともに、将来負担額の内容を的確に把握することにより、今後の財政負担を踏まえた安定的な財政運営を確保され

たい。

- 3 地方公社及び第三セクターの改革については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け自治財政局長通知）により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請したところである。

また、平成20年12月5日にとりまとめられた「債務調整等に関する調査研究会」報告書では、「地方公共団体財政健全化法」の全面施行を機に、地方公共団体は主体的かつ早期に地方公社及び第三セクターの抜本的改革に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきとされた。また、地方公営企業についても地方公社及び第三セクターに準じた抜本的改革に取り組むべきとされた。

これを受け、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年度間で地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本的改革を集中的に行えるよう、地方財政法を改正し、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができることとする特例措置を創設する予定である。

これらを踏まえ、各地方公共団体においては、現在行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断するとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入を行うなど、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの存廃を含めた抜本的改革に積極的に取り組まれない。

その際、下記の点に留意されたい。

- (1) 地方公営企業については、多額の資金不足を抱える等経営状況が著しく

悪化した地方公営企業が見受けられるところであるが、地方公営企業を廃止する場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているので、まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討し、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。また市場化テストの積極的な活用に取り組むこと。

(2) 地方道路公社については、その経営する有料道路の採算が見込めないことにより、土地開発公社については、地方公共団体の依頼に基づいて取得した土地の長期保有のほか、土地の造成に係る事業における地価の下落により、それぞれ多額の債務超過を抱える等経営状況が著しく悪化した公社が見受けられるところであるが、公社の解散又は業務の一部の廃止を行う場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているので、これらを踏まえた抜本的な改革を検討すること。

(3) 地方住宅供給公社及び第三セクターについては、実質的に経常赤字又は債務超過を抱える等経営状況が著しく悪化したものが見受けられるところであるが、当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている場合における法人の解散又は事業の再生を行う場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているので、これらを踏まえた抜本的な経営改革を検討すること。

(4) 専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業を引き続き実施することとしているので、積極的に活用すること。

また、「株式会社地域力再生機構法案」については、国会において継続審議中であるので、留意すること。

なお、林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」において、林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方を検討しているところであるので、留意すること。

- 4 地方公営企業、地方公社、第三セクター及び地方独立行政法人については、その経営状況や資産債務の状況について把握に努め、積極的に情報開示を行われたい。その際、財務諸表の適正性の確保に留意されたい。また、人員、給与、料金等に関する情報開示について、類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど住民が理解しやすいように工夫されたい。
- 5 存続する土地開発公社の運営に当たっては、以下の点に留意されたい。
  - (1) 土地開発公社の経営の健全化に当たっては、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）及び「土地開発公社経営健全化対策について」（平成20年2月6日付け自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の経営の健全化に取り組むこと。
  - (2) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を適切に行うこと。また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。
  - (3) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、速やかにその改善を図ること。

第5 地方公営企業等金融機構の設立と地方公共団体金融機構（仮称）の創設  
政策金融改革に伴い公営企業金融公庫は廃止され、全ての地方公共団体からの出資を受け、地方公共団体が主体的に運営する自主的な組織として、現機構が平成20年8月1日に設立され、10月1日より業務を開始した。  
こうした中、「生活対策」において地方公共団体支援策の一つとして、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれたことを踏まえ、地方財政審議会において、地

方公共団体関係者及び地方財政関係の有識者を加えた検討会を開催し、当該検討会の報告書に基づき意見が取りまとめられた。

これを踏まえ、地方共同の金融機構の創設については、次のとおり地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図ることとし、「地方公営企業等金融機構法」（平成19年5月30日法律第64号）の改正を行う予定である。

(1) 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

- ① 現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。
- ② 現機構の名称を地方公共団体金融機構に改めること。
- ③ 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めないこと。
- ④ 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処すること。
- ⑤ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとすること。
- ⑥ 公営競技に係る納付金は、一般会計事業を含む見直し後の貸付対象事業の貸付金利の軽減のために活用すること。

(2) 平成21年度の貸付け

- ① 一般会計については、地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121億円を貸付けること。
- ② 公営企業会計については、平成21年度の事業量を勘案し、8,209億円を貸付けること。
- ③ 臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000億円を貸付けること。

## 第6 歳入

### 1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

(1) 平成21年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成21年度の税制改正による減収額を1,244億円（地方法人特別譲与税の影響額を含むと1,260億円）と見込んでいること。

(2) 平成21年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、4兆2,843億円、10.6%の減の3兆6,860億円、（道府県税にあつては18.1%の減、市町村税にあつては4.0%の減）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.5%の増、法人税割39.3%の減、法人事業税47.3%の減、地方消費税1.2%の増、市町村民税のうち所得割0.3%の増、法人税割36.9%の減、固定資産税（交付金を除く。）0.2%の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3) 個人住民税については、平成21年10月から公的年金からの特別徴収が実施されることから、公的年金受給者等に対して制度の周知徹底に努めること。

また、住宅借入金等特別税額控除については、平成21年から平成25年までに入居した者について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する新たな制度を創設することとしていること。なお、この制度の控除を受けるための手続きについては、給与支払報告書等に所要の改正を行い、申告を不要とする仕組みとすることとしていること。

これに伴い、税源移譲に伴う平成18年以前の入居者に対する個人住民税の住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降、上記と

同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とすることとしていること。なお、平成21年度分については、平成21年3月16日までに住宅借入金等特別税額控除の申告が必要となっていることから、その周知徹底に努めること。

また、平成21年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、市町村において地方税の電子化に伴うシステム改修等の経費負担の増加が見込まれるため、納税義務者数に3,300円を乗じて得た金額とすることとしていること。

(4) 平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止することとしていること。また、自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付については、引き続き道路の延長、面積を基準として行うこととしていること。

(5) 平成21年度から平成23年度までの時限的措置として、環境への負荷の少ない自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の税率軽減措置を講じることとしていること。

(6) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にすべきものであること。

(7) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすべきものであること。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆4,618億円（前年度比7,591億円、108.0%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税の名称を改正）1,764億円（皆増）、地方道路譲与税（改正前に課税された地方道路税収による譲与額）1,048億円（同1,950億円、65.0%減）、石油ガス譲与税133億円（同7億円、5.0%減）、航空機燃料譲与税152億円（同12億円、7.3%減）、自動車重量譲与税3,300億円（同301億円、8.4%減）、特別とん譲与税125億円（同1億円、0.8%増）及び地方法人特別譲与税8,096億円（皆増）となっている。なお、自動車重量譲与税については、自動車重量税において自動車取得税と同様に時限的な減免措置を講じることとしていることに伴い、減収が生じる見込みである。

また、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止することとしている。なお、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行うこととしている。

### 3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、総計で4,620億円であり、前年度に比し115億円、2.4%の減となっている。地方特例交付金等については、以下の点に留意されたい。

#### (1) 児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

児童手当特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な626億円に平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な536億円を加算した1,162億円であること。

#### (2) 減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に伴う地方特例交付金）

減収補てん特例交付金の総額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするために必要な958億円に、自動車取得税の減税に伴う自動

車取得税交付金の減収の一部を補てんするために必要な500億円を加算した1,458億円であること。

なお、平成21年度税制改正における自動車関係諸税の減税が市町村財政に与える影響が大きいことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、減収補てん特例交付金を、各年度500億円交付することとしていること。

自動車取得税交付金の減収に伴い減収補てん特例交付金に加算する額については、各市町村に対して自動車取得税交付金の減収見込額を基礎として交付することとしていること。

また、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う平成22年度以降の個人住民税の減収額については、その全額を減収補てん特例交付金により補てんすることとしていること。

### (3) 特別交付金

減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金の総額は、2,000億円であり、平成21年度までの措置であること。

## 4 地方交付税

平成21年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額1兆8,329億円（平成18年度に係る精算額のうち平成21年度精算額3,016億円並びに平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成21年度精算額870億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額4兆2,784億円（「生活防衛のための緊急対策」に基づく1兆円の加算、既往法定分及び臨時財政対策加算分）を加えた1兆6,113億円であり、前年度当初に比し9,712億円、6.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計における剰余金等2,801億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子支払額5,711億円を減額した1兆5,202億円であり、前年度に比し4,141億円、2.7%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 基準財政需要額

ア 間伐や学校耐震化をはじめ、地域の知恵を活かした事業を推進し、地域の雇用を創出するため必要な経費を算定する「地域雇用創出推進費」を創設することとしていること。

「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の臨時費目とする予定であり、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとし、5,000億円程度を算定することとしていること。

イ 「地域雇用創出推進費」以外の地方財政計画の歳出の追加計上に応じた基準財政需要額への対応については、地方交付税の算定に関する地方の意見を踏まえ、産業振興関係経費、医師確保対策・救急医療等の充実など医療・少子化対策経費並びに環境対策経費など安全・安心対策及び社会保障関係経費等の所要の経費を充実することにより対応することとしており、総額5,000億円程度を算定することとしていること。

ウ 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」の交付税措置については、前年度と同様の算定方法により、4,000億円程度を算定することとしていること。

エ 魅力ある地方の創出に向けた取組についての成果指標を交付税の算定に反映する「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置については、前年度と概ね同様の算定方法により、2,200億円程度を算定することとしていること。

オ 態容補正（地域手当分差）及び寒冷補正（給与差）の一括適用を行うとともに、土地価格比率による割増補正等を廃止するほか、最近の決算の状況等を踏まえ、引き続き一部の費目において、普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

カ 平成21年度については、財源不足が大幅に拡大したため、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増大しているが、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額が実質的な地方交付税であるので、前年度と比較・検討する場合は、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額により比較・検討すること。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

## (2) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしており、平成21年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額及び児童手当特例交付金はその対象となるものであること。

イ 平成21年度から道府県分にあつては地方法人特別譲与税について、市町村分にあつては減収補てん特例交付金（自動車関係諸税の減税に伴う地方特例交付金）について、新たにその75%を算入することとしていること。

また、地方法人特別譲与税については、基準財政収入額に係る精算制度及び減収補てん債の発行の対象にすることを予定していること。

ウ 一般的に、道府県分にあつては法人関係税の減が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税法人税割の減が見込まれること。

エ 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

オ 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の

減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成20年度に比し個別算定経費（地方再生対策費、地域雇用創出推進費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分0.5%程度、市町村分1.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分3.0%程度、市町村分3.0%程度の減と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、5兆1,486億円を基準財政需要額から控除することとしていること。

また、「地方再生対策費」の財源を確保することに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額1,100億円については、平成20年度と同様に道府県分の振替相当額に加算し、残余の既発債の元利償還金分等については、都道府県・市町村の各基準財政需要額の規模を勘案し折半すること。

更に、平成21年度において地方税の減収等による折半対象財源不足額が生じることに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額2兆7,553億円については、主として法人関係税の減収により臨時財政対策債の発行可能額が多額になっていること等を考慮して、都道府県と市町村の法人関係税の減収割合により按分することとし、都道府県分1兆9,838億円、市町村分7,715億円とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債振替相当額は、折半対象財源不足が生じることに伴い増加する額を含め、人口を測定単位とし、平成19年度の臨時財政対策債振替相当額を算出した際に用いた補正係数を基礎として算出することとしていること。

(5) 平成21年度の特別交付税の総額は、平成20年度に比し2.7%の増となっているが、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成20年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

## 5 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、地方財政計画上2.2%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成21年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もられたい。

## 6 地方債

平成21年度の地方債計画（別添資料第8）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創設し、一般会計事業についても貸付対象とすることとしている。

その総額は、1兆4千844億円となり、前年度に比し1兆7,068億円、13.7%の増となっている。

このうち、普通会計分は1兆8,329億円で、前年度に比べて2兆2,274億円、23.2%の増となっており、公営企業会計等分は2兆3,515億円で、前年度に比べ5,206億円、18.1%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

- (1) 平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしていること。
- (2) 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債5兆1,486億円を計上していること。

なお、資金については、市町村分を中心に、地方公共団体金融機構資金（仮称）を5,000億円、財政融資資金を1兆5,446億円確保して

いること。

併せて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び地方道路等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げによる財源対策債（個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含む。）は1兆2,900億円で、前年度に比べ2,500億円、16.2%の減となっていること。これは、道路特定財源の一般財源化に伴い、一般公共事業債における道路の充当率を90%に引き上げたことを踏まえ、調整分の所要額を見直したこと等によるものであること。

- (3) 道路特定財源の一般財源化に伴い、臨時地方道整備事業債を見直した上で地方道路等整備事業債を創設しており、従来、道路特定財源があること等により起債対象としていなかった通常の事業量に相当する部分について、通常事業として新たに起債対象（充当率70%）とするとともに、通常の事業量を上回って行う事業については、引き続き臨時事業として充当率95%としていること。

併せて、臨時河川等整備事業債及び臨時高等学校整備事業債について、一般事業債に移し替えていること。

- (4) 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において施設整備事業を円滑に実施できるよう、引き続き施設整備事業（一般財源化分）700億円を計上していること。
- (5) 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,700億円を計上していること。
- (6) 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上していること。
- (7) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下、

「旧合併特例法」という。)の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村及び都道府県が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、「合併新法」の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、市町村及び都道府県が実施する当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、引き続き合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、合併特例債により積み立てられた「旧合併特例法」第11条の2第1項第3号に規定する基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の性格にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

(8) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債3,116億円を計上していること。

なお、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うこととしていること。

(9) 地方公営企業の廃止、地方公社の解散又は一部事業の廃止及び第三セクターの整理又は再生に伴う債務処理等を円滑に実施することができるよう、一般事業債において第三セクター等改革推進債を発行できることとしていること。なお、当該措置を講じるに当たり、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

(10) 国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分並びに地方法人特別税等による減収に係る資金手当分として調整債100億円を計上していること。

(11) 「地方公共団体財政健全化法」に基づく財政再生団体が、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の期間内に計画的に解消するため、再生振替特例債を発行できることとしていること。

(12) 地方債資金については、地方公共団体金融機構資金を創設し、一般会計

事業についても貸付対象とするとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処することとしていること。

また、臨時財政対策債の急増に対処するため公的資金を増額確保するほか、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債等の発行を引き続き推進することとしていること。

この結果、平成21年度地方債計画における地方債資金については、財政融資資金3兆9,340億円（前年度比6,940億円、21.4%増、地方債計画中の構成比27.7%）、地方公共団体金融機構資金1兆8,330億円（前年度比5,000億円、37.5%増、構成比12.9%）及び民間等資金8兆4,174億円（前年度比5,128億円、6.5%増、構成比59.3%）となっていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆6,700億円（前年度比2,700億円、7.9%増、構成比25.9%）、銀行等引受資金4兆7,474億円（前年度比2,428億円、5.4%増、構成比33.5%）となっていること。なお、市場公募資金のうち、住民参加型市場公募債は2,500億円となっていること。

(13)民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努めること。

(14)全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討すること。

なお、平成21年度においては、新たに加わる1団体を含め45団体が全国型市場公募債を発行する予定であること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積

極的に取り組むこと。

- (15) 発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行市場公募債のうち全国型については平成21年度において発行規模1兆3,900億円程度、33団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。
- (16) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、BIS規制上、信用リスクの標準的手法において、リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行うこと。
- (17) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。

なお、この観点から、一般公共事業（各種災害関連）、過疎対策事業（病院関連）、辺地対策事業（診療所関連）及び公営企業（工業用水道事業、交通事業（電車、バス車庫・営業所）、病院事業（職員宿舎）等）に係る財政融資資金の償還年限を延長することとしていること（別添資料第9）。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むこと。

## 7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

## 第7 歳出

### 1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適

正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

- (1) 各地方公共団体においては、「新地方行革指針」に基づき、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、公共施設の効率的な配置等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に向け、定員の純減に努めること。

また、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討すること。

なお、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処すること。

- (2) 地方財政計画上の職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえた定員の純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、23,868人の純減（公立保育所保育士人件費を一般行政経費（単独）から移し替えたことにより、給与関係経費としては942人の増）としていること。
- (3) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う1,555人の減員に対して、1,000人の改善増を見込むことにより、全体として555人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学等の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴い、3,502人の減員を見込んでいること。

- (4) 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、20,696人の減員（公立保育所保育士の移し替え24,810人を含めると4,114人の増）としていること。
- (5) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、959人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、74人の減員を見込んでいること。
- (6) 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第10のとおり改定される予定であること。

なお、基礎年金の公費負担については、地方財政計画上、その負担割合

を1/2とした額（5,244億円、対前年度比1,485億円の増）を計上していること。

(7) 平成21年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意すること。

(8) 地方財政計画上の給料単価等の積算に当たって、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」等に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差等の反映、級別職員構成の是正及び教員給与の見直し等を見込んでいること。

(9) 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料第11のとおり改定される予定であること。

## 2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 一般行政経費（単独）については、既定の行政経費について自助努力による節減分を見込みつつ縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点配分を図ることとし、前年度に比し約0.1%減の1兆8,300億円程度を計上することとしていること。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,267億円、都道府県調整交付金4,796億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,373億円を合算した1兆1,436億円を計上することとしていること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成21年度においては、5,700億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(5) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしており、各都道府県においては、適切な予算措置を講じること。

### 3 投資的経費

地方公共団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方公共団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1) 国の公共事業関係費は前年度比5.0%増（特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されることによる増加を除くと5.2%の減）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し約7.4%減の1兆300億円程度、補助事業費については、前年度に比し約7.8%減の4兆9,500億円程度となる見込みであること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比3.0%減の8兆800億円程度を計上することとしており、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」等の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施すること。

(3) 公共工事については、「公共事業コスト構造改善に対する取組について」（平成20年5月9日付け総務事務次官通知）を参考に積極的にコスト構造改善に取り組み、改善率の公表を推進すること。

### 4 公債費

公債費については、公的資金の元利償還金の減少等により、地方財政計画上前年度に比し2.4%程度の減が見込まれたが、最近の金融情勢を踏まえ、公債費の償還期限の見直しを行った結果、0.6%程度の減を見込むこととしている。公債費が依然として高い水準にあるとともに、その状況は各地方公共団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長

期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

## 5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度と概ね同額を見込むこととしている。各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

## 6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

## 7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

- (1) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要がある。各地方公共団体においては、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。なお、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等を支出できる場合の要件・手続を定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）については、地方公共団体と国立大学等が連携した地方再生を進める観点から、その制限を緩和するとともに手続の簡素化等を図ったところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」（平成20年3月19日付け自治財政局財務調査課長通知）及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」（平成19年12月28日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき、適切に対処すること。
- (2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい

状況にあるので、各施行団体にとっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組むこと。

- (3) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を取りまとめた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、公共調達の適正化に向けた取組を更に推進すること。

また、公共工事における一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充、ダンピング受注の防止の徹底、予定価格等の公表の適正化等については、「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」（平成20年9月12日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処すること。

なお、公共工事以外の請負の契約についても、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による一般競争入札の導入・拡充を図ることが求められていることにも留意が必要であること。

- (4) 国等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合する公的施

設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処すること。

- (5) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により郵政民営化後の郵便局においても引き続き取り扱わせることができ、また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）により官民競争入札等を実施し民間事業者に業務を委託することができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用努めること。

また、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者へ委託することができる業務の範囲について」（平成20年3月31日付け自治行政局市町村課長・自治行政局自治政策課長・自治税務局企画課長通知）により、これらの窓口関連業務のうち関係法令の規定に照らして民間委託が可能な業務の範囲を整理していることから、これに基づき民間委託を活用すること。

## 第8 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用努められたい。
  - (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
  - (2) 平成19年度から平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしており、繰上償還の承認を受けた企業は当該公営企業経営健全化計画の着実な実施に努めること。
  - (3) 水道事業においては、水道施設の耐震化を早急に推進するため、基幹水道構造物及び水道管路の耐震化に係る上水道安全対策事業を拡充することとしていること。

(4) 下水道事業については、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>以上であることを条件として資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、平成18年度の繰出基準の見直しを踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

また、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用すること。

なお、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度と同様に、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(5) 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け自治財政局長通知）を踏まえ、各地方公共団体において、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化及び③経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に着実に取り組み、地域において必要な医療提供体制の確保を図ること。

また、平成21年度以降の病院事業に係る地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告及び平成21年度の地方財政対策を踏まえ、昨年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を決定し、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る地方交付税措置を大幅に拡充することとしていること。

具体的には、①過疎地の医療確保のため、「不採算地区病院」の要件の

緩和や単価増、②産科、小児科、救急医療等の充実のため、救急告示病院の普通交付税措置への移行、周産期病床、小児病床の単価増など、不採算部門における医療の提供体制や医師確保対策の充実に向け、地方交付税措置額を700億円程度増額するとともに、経営形態の多様化を踏まえ、公的病院、有床診療所等に関する地方交付税措置を拡充することとしていること。

各地方公共団体においては、不採算であっても地域医療確保の観点から公立病院が担うべき医療機能については、一般会計において明確な基準の下に必要な経費負担を行うことを前提に、病院事業の経営健全化に取り組むこと。

## 2 その他留意事項

交通事業のうちバス事業については、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含めた観点から再検討する必要がある。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、職員定数や給与水準の適正化等、経営の効率化に努められたい。

特に、バス事業運転手の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し公表しているところであるが、引き続き、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情をも考慮しながら、特に給与水準を地域の民間バス事業者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにされたい。

## 平成 21 年度予算編成の基本方針

平成 20 年 12 月 3 日  
閣 議 決 定

## I 国民生活と日本経済を守る～生活防衛～

(我が国の金融・経済情勢と見通し)

世界の金融資本市場は、100 年に一度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させている。我が国経済は、すでに景気後退局面に入っており、輸出、生産、収益が減少するとともに、倒産が増加している。さらに、雇用情勢が悪化しつつあり、実質賃金も減少している。我が国の金融システムそのものは、欧米に比べれば、相対的に安定しているものの、株式・為替市場は大きく変動し、また、企業の資金繰り状況は悪化している。地域経済については、これまで輸出に牽引されてきた地域でも景況感が急速に悪化し、厳しい状況が一層広がっている。

今後の我が国経済については、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっている。

(経済財政政策の基本的視点)

国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という 3 段階で、経済財政政策を進める。このため、最優先課題として「金融資本市場の安定確保」に向けて万全の措置をとる。また、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」の 3 つの重点分野に対する支援を行うとともに、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させる。こうした観点から、「生活対策」を速やかに実施するとともに、平成 21 年度予算編成においては、「金融・世界経済に関する首脳会合」の成果も踏まえ、世界の経済金融情勢の変化に対応しつつ、切れ目ない連続的な施策実行を図る。

財政規律の維持の観点から、安易な将来世代への負担のつけまわしをせず、国民に温かい効率的な政府を目指すという考え方を基本とし、経済成長と財政健全化の両立を図る。不要不急な経費の削減をはじめとする徹底した見直しを行うなど、歳出改革の取組を継続するとともに、持続可能な社会保障制度の構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムを早急に策定する。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針

2006」という。)で示された、国・地方の基礎的財政収支を平成 23 年度までに黒字化させるとの目標を達成すべく努力するが、歳入環境が急速に悪化している状況も念頭に置き、「金融・世界経済に関する首脳会合」の成果も踏まえつつ、国民生活と日本経済を守ることを最優先し、必要な対応を図る。

## Ⅱ 平成 21 年度予算の基本的考え方～経済成長と財政健全化の両立～

### (歳出の考え方)

平成 21 年度予算編成にあたっては、「基本方針 2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成 21 年度予算の概算要求に当たったの基本的な方針について」(平成 20 年 7 月 29 日閣議了解)を維持しつつ、「金融・世界経済に関する首脳会合」の宣言(注)も踏まえ、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。また、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる。なお、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源の確保について検討する。

予算配分の重点化にあたっては、Ⅲの「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行う。

(注)「金融・世界経済に関する首脳会合」宣言(2008 年 11 月 15 日)(抄)

「財政の持続可能性を確保する政策枠組みを維持しつつ、状況に応じ、即効的な内需刺激の財政施策を用いる。」

### (「中期プログラム」の策定)

以下を「基本骨格」とする、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」を、本年末にとりまとめる。

#### ① 景気回復のための減税等

世界経済の混乱から国民生活を守り、3 年以内の景気回復を最優先で図

るため、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行う。

## ② 社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

## ③ 税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

### (行政改革)

国民の期待に応える政府とするため、政府の一層の効率化を図る。「廃すべきは廃し、改めるべきものは改める」との姿勢で国・地方を通じた大胆な行政改革を進め、ムダを徹底的に省いて政府の規模を縮小することにより、国民に温かい効率的な政府をつくる。

このため、「行政改革推進法」(平成18年法律第47号)に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革(財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を含む)、資産債務改革等について平成21年度予算に適切に反映するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を着実に実施する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公益法人への支出の3割削減など公益法人の見直し等に取り組む。

行政機関の機構・定員については、国民に温かい効率的な政府をつくるため、大幅な定員削減を行い、小さな政府を目指す。①生活者の安心を支える行政、②

日本の国際的地位に見合った外交体制の2つを重点分野として、府省の枠を越えたスクラップ・アンド・ビルドにより、必要な分野に職員を配置する。

(地方分権改革)

「地方分権改革推進委員会」の「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)に基づき取り組む。

同委員会は、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革及び地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて平成20年内に「第2次勧告」を行う。出先機関改革については、政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

さらに、同委員会は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」(平成18年12月15日法律第111号)に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

地方分権の進展を図った上で、最終的には、地域主権型道州制を目指す。

### Ⅲ 国民生活と日本経済を守るための予算の重点化・効率化

#### 1 生活者の暮らしの安心

(雇用・社会保障)

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準となる中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化している。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇い止め・解雇、新卒者の内定取消など、さらに深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策を強化する。

具体的には、雇用保険のセーフティネット機能の強化、中小企業・非正規労働者の雇用維持支援対策の強化、地域において雇用を創出するための交付金の創設、職業能力開発の総合的な支援(ジョブ・カード制度の拡充を含む)、労働者派遣制

度の見直し、派遣労働者へのきめ細かな就職支援、住宅確保対策の実施、年長フリーター等を積極的に雇用する事業主に対する特別奨励金の創設等による若者を中心とするフリーター等の正規雇用化及び非正規労働者の正規雇用への転換を推進する。また、女性や高齢者、障害者など働く意欲がある人々の雇用を拡大する。

社会保障については、少子高齢化が進展する中で、経済財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、改革努力を継続し、国民の信頼を取り戻すことが必要である。

年金については、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについて、「平成16年年金改正法」（平成16年法律第104号）に沿って、安定財源のあり方も含め、平成20年末までに結論を得る。また、年金記録問題に着実に取り組むとともに、社会保険庁を廃止して「日本年金機構」を設立し、意欲と能力のある人材による国民に信頼される組織を構築する。

医療については、国民の医療に対する不安の解消を図るため、産科・小児科をはじめとする医師等の不足への対応（医師派遣の推進のための派遣先・派遣元医療機関への財政的支援等）、女性医師の就労支援、都市部を含めた救急医療や周産期医療体制の整備、地域医療・慢性期医療の推進、地域の中核的医療機関としての大学病院等の機能の充実等医療体制の確保に向けた取組を強化するとともに、長寿医療制度の見直しを検討する。また、難病対策を一層推進するとともに、原爆被爆者対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ対策の強化、薬害再発防止のための取組を行うとともに、革新的医薬品・医療機器等の開発・普及を進める。

介護については、平成21年度介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図るとともに、福祉・介護人材の確保に向けた対策を行う。

あわせて、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（平成19年5月15日）に定めた目標の実施に向けて、実効性のある改革の取組を進める。

少子化対策については、希望するすべての人が安心して子どもを産み、育てながら、働くことができる社会の実現を目指し、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）（平成20～22年度）の取組を加速させ、保育サービスや放課後対策の充実等を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や「生活対策」に基づく妊婦健診の無料化等に取り組むなど、総合的に推進する。

障害者福祉については、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行うとともに、従事者の処遇改善等に向けて平成21年4月に報酬の改定を行う。

#### (教育)

「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり、いじめ・不登校等子どもをめぐる諸問題への対応、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化や国際競争力の向上、私学の振興、競争的資金の拡充など、評価を適切に反映させつつ、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。

また、平成20年末に策定する「青少年育成施策大綱」に基づく青少年の健全育成、国際競技力の向上などスポーツの振興、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術の振興、留学生30万人計画の実現のため、総合的な施策を推進する。

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。また、「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)に基づき、国民運動として食育を推進する。

#### (安全・安心)

国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設や食の安全対策の強化など消費者政策の抜本的強化、公文書の保存に向けた体制の整備等を推進する。

良好な治安を実現するため現在策定中の犯罪対策の新行動計画(平成20年以内に決定予定)等の趣旨を踏まえ、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、情報セキュリティ対策の強化、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃砲行政の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、大麻等薬物乱用対策、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止、刑務所出所者等の再犯防止対策等を図るとともに、刃物を用いた犯罪の未然防止に努める。また、安全・安心な交通空間の確保に努める。

司法制度改革の一環として、平成21年5月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護士報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対応する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。

我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な

事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進する。また、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を図るため、米軍再編を着実に実施する。さらに、政府の情報機能の強化を図る。加えて、海賊対策を推進する。

また、地域の暮らしを守る鳥獣害対策を展開する。

## 2 金融・経済の安定強化

### (金融)

「生活対策」に基づき、国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進し、適正な金融商品会計に向けた努力へのサポートを継続するとともに、日本の金融システムの安定性強化に万全を期すため必要な措置の実施や株式市場活性化を図る。

このため、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(平成16年法律第128号)の改正により、金融機関への国の資本参加を通じて、地域経済を支援し、適切な金融仲介機能を発揮できるようにする。また、「保険業法」(平成7年法律第105号)の改正により、保険契約者のセーフティネットの確保の観点から、生命保険会社の負担を基本とした上で、生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする。

さらに、金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。上場株式等の配当等についての現行税制の3年間延長、金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置の創設、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入を行う。

### (戦略的国際協力)

先に開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」において発出された宣言を踏まえつつ、危機に対処するため、国際的に協調・連携しつつ、戦略的国際協力のイニシアティブを推進する。

そのためにも、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力強化を図る。

具体的には、国際社会と共に成長する基盤を確保する観点から、関係国際機関や各国との間で協調・連携を深めつつ、貿易や投資を含め、現下の危機が新興国や開発途上国に与える影響を注視する。更に、国際的な協調を深める中で、世界的あるいは地域的な様々な危機に的確に対処するため、民間セクターとの連携を十分に図りつつ、自由貿易の一層の推進や我が国の既存の国際公約の着実な実施

に取り組むとともに、ODA・OOFの戦略的な活用等、必要に応じ多様な政策手段をタイムリーに講じ、戦略的かつ主体的に国際協力を行う。

(中小・小規模企業等支援)

中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、「生活対策」に基づき30兆円規模に拡大されたセーフティネットとしての貸付・保証枠や貸付条件の見直し等により、政府系金融機関及び民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。平成21年度予算においても、引き続き軽減税率の時的引下げ及び欠損金の繰戻し還付の復活を内容とする税制措置、「地域力連携拠点」を活用した新事業展開支援や、事業の継続・発展に向けた事業承継支援、下請取引の適正化など中小・小規模企業等の活性化を図る等の施策を行う。

(成長力強化)

中長期的な観点からの内需拡大、成長力強化に向け、企業活力を高める「成長力強化税制」の導入、我が国が強みとし低炭素社会の実現にもつながる省エネ・新エネ対策の推進、金属資源の探鉱開発・有効活用及び資源・科学技術外交の強化等、世界最先端の研究開発促進、企業成長の源泉たる従業員の勤労意欲向上により、日本経済の「底力」を飛躍に結び付ける取組を進める。

具体的には、時限的に即時償却を可能とする省エネ・新エネ設備等の投資促進税制、海外子会社利益の国内還流に向けた環境整備のための税制措置を講じるとともに、国内クレジット制度の活用を通じた、公共サービスを含めた省エネ・新エネ設備導入促進に向けた連携強化を図る。また、基礎研究の振興を図りつつ、ノーベル賞を受賞するような世界最先端の研究開発を促進するとともに、イノベーションを促進するため、イノベーション創造機構（仮称）やイノベーション特区（仮称）を創設する。加えて、引き続き、サービス産業の生産性向上の支援を行う。

さらに、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）を踏まえ、すべての人が成長を実感できるように、世界最先端のIT国家化を推進し、世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで世界とともに成長することを目指し、質の高い経済連携への取組を加速するとともに、第三期科学技術基本計画や研究開発力強化法等を踏まえながら施策の充実・必要な予算の確保に努め、日本経済の強みであるものづくりに代表される技術力やコンテンツ、ブランド等ソフトパワーの維持・発展を図る。また「改革による成長」を追い求める観点から、「新経済成長戦略」（平成20年9月19日閣議決定）を強力に推し進める。

「宇宙基本法」（平成20年法律第43号）に基づく宇宙開発戦略本部の決定等を

踏まえ、宇宙開発利用に関する施策の充実・必要な予算の確保に努め、総合的かつ計画的に実施する。

「海洋基本法」（平成 19 年法律第 33 号）、「海洋基本計画」（平成 20 年 3 月 18 日閣議決定）に基づき、排他的経済水域（EEZ）等における海洋資源の開発・利用・保全、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化等の取組を実施する。

#### （低炭素社会の実現）

「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）に基づき、京都議定書目標の確実な達成、世界及び我が国の長期目標の実現に向け、需要と雇用を生む我が国の環境・エネルギー技術を育て、成長と両立する低炭素社会を世界に先駆けて実現する。

このため、規制等と組み合わせた重複のない効果的な手段により、環境モデル都市の支援等環境負荷の小さいまちづくり、省エネ性能の高い住宅や機器、自動車等の普及、太陽光・バイオマス等再生可能エネルギーの導入、CO<sub>2</sub>排出の「見える化」、環境に配慮した事業活動や金融のグリーン化の推進、環境教育・国民運動の展開等、生活や社会の在り方の変革を促す取組をはじめ、革新的技術開発、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、原子力の推進、森林の整備・保全等の森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。

また、世界で先頭をゆく環境・省エネ国家として、平成 21 年末の合意に向け、ポスト京都議定書の公平で実効ある枠組みづくりを主導するため、セクター別アプローチによる技術移転等の協力、「クールアース・パートナーシップ」等による途上国支援、原子力の安全で平和的な利用拡大及びアジアにおける低炭素・低公害型の経済活動普及のための国際的取組・支援、気候変動に関する研究・観測体制の強化、国際海運からのCO<sub>2</sub>削減に向けた取組、違法伐採対策等を進める。

さらに、自然共生社会や循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

### 3 地方の底力の発揮

#### （地域活性化）

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、「生活対策」に基づいて実施する高速道路料金の大幅引下げなどとあわせて、以下のように地域の再生に取り組む。

「地方再生戦略」に基づき、地域の成長力強化や生活基盤の確保など地方再生

に向けた取組を進める。地域企業の事業再生のため、地域力再生機構を早期に創設・活用するとともに、第三セクター改革を推進する。商店街等地域商業の活性化やICT基盤整備・利活用、デジタル放送への円滑な移行、産学官連携による地域科学技術の振興、地域公共交通の活性化・再生、農商工連携の推進、過疎・離島地域等の活性化、PFIの活用等によって地域経済活性化を図る。また、平成22年に訪日外国人旅行者数を1,000万人とするなどの目標に向け、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）及び観光庁の創設を踏まえ、観光立国の実現に向けた取組を推進する。中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けた取組を各府省連携して進める。

#### （強い農林水産業づくり）

「21世紀新農政2008」（平成20年5月7日食料・農業・農村政策推進本部決定）を着実に実施し、農地の確保と徹底した有効利用、農地の集積、企業型農業経営の拡大、米粉・飼料用米等の利用等を推進し、食料供給力を強化する。小規模農家を含め水田の有効活用に取り組む農業者への支援を充実する。また、IT技術の活用や省エネ促進等の技術に関する施策の強化、都市との共生・対流による農山漁村の活性化を推進するとともに、地場農産物の国内外での販路拡大等による国産農産物の積極的活用を進める。

さらに、国産材の住宅等への利用拡大等による林業の活性化や水産物の産地販売力の強化、漁業用資材、餌飼料の使用の改善合理化等による水産業の活性化等を進める。

こうした取組により、「強い農林水産業」を目指し、地域を活性化する。このため、食料自給率50%に向けた工程表を作成する。

#### （住宅・公共投資）

住宅ローン減税（個人所得課税）の延長・拡充等（住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、環境・高齢化問題等のための省エネ・バリアフリーの住宅リフォーム減税等について投資型の減税の導入等）、各種土地税制の延長・拡充、優良な住宅取得支援制度の充実、容積率の緩和（高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等）などを通じて住宅投資等を促進するとともに不動産市場の活性化を図る。また、安全・安心でゆとりある住生活空間を目指し、「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）に基づき、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、老朽マンションの再生等を図る。住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。

地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつ

つ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。

歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続する。地域の自立・活性化、国際物流ネットワークの構築等による我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行う。適正価格での契約への配慮を行うとともに、コスト構造改善や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る。地域間の予算配分は整備状況や必要性等地域の実情を踏まえて弾力的に行う。

既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理・更新による長寿命化、PFIを通じた更なる民間活力の活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努める。

国・地方を通じて入札談合等の不正行為の排除を徹底するとともに、一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、ダンピング対策の徹底等による入札・契約制度の改革に取り組む。また、経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施し、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。

道路特定財源については、「道路特定財源等に関する基本方針」（平成20年5月13日閣議決定）に沿って見直し、平成20年末までに結論を得て、平成21年度から一般財源化する。

#### （地方財政）

平成21年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。

道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る。

地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。

景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる。

地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

# 資料 2

## 平成 21 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

平成 20 年 12 月 19 日  
閣 議 了 解

### 1. 平成 20 年度の経済動向及び平成 21 年度の経済見通し

#### (1) 平成 20 年度及び平成 21 年度の主要経済指標

	平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績見込み)	平成21年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成19年度		平成20年度		平成21年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目) 515.9	兆円程度 (名目) 509.4	兆円程度 (名目) 510.2	1.0	1.9	▲ 1.3	▲ 0.8	0.1	0.0
民間最終消費支出	291.9	293.8	291.9	0.7	0.9	0.6	0.2	▲ 0.6	0.4
民間住宅	16.6	16.2	16.9	▲ 11.5	▲ 13.0	▲ 2.7	▲ 4.1	4.9	4.7
民間企業設備	82.7	79.4	76.1	2.7	2.3	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 4.2
民間在庫品増加 ( )内は寄与度	3.0	2.9	3.1	(0.1)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	92.2	88.7	82.1	9.9	9.3	▲ 3.8	▲ 0.2	▲ 7.5	▲ 3.2
(控除)財貨・サービスの輸入	84.2	85.9	77.0	9.7	1.8	2.0	▲ 1.5	▲ 10.4	▲ 1.5
内需寄与度				0.8	0.7	▲ 0.3	▲ 1.0	▲ 0.3	0.3
民需寄与度				0.5	0.5	▲ 0.4	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.3
公需寄与度				0.3	0.2	0.1	▲ 0.1	0.5	0.6
外需寄与度				0.2	1.3	▲ 1.0	0.2	0.4	▲ 0.3
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,668	6,625	6,605	0.1		▲ 0.7		▲ 0.3	
就業者総数	6,414	6,350	6,295	0.4		▲ 1.0		▲ 0.8	
雇用者総数	5,523	5,515	5,490	0.7		▲ 0.2		▲ 0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度	3.8		4.2		4.7	
生産	%	%程度	%程度	2.6		▲ 5.5		▲ 4.8	
鉱工業生産指数・増減率	2.6	▲ 5.5	▲ 4.8						
物価	%	%程度	%程度	2.3		4.1		▲ 2.1	
国内企業物価指数・変化率	2.3	4.1	▲ 2.1						
消費者物価指数・変化率	0.4	1.3	▲ 0.4						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.9	▲ 0.5	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	9.1	3.9	5.7						
貿易収支	11.7	5.7	7.4						
輸出	80.9	76.9	69.9	9.9		▲ 5.0		▲ 9.0	
輸入	69.3	71.1	62.5	9.6		2.7		▲ 12.1	
経常収支	24.5	18.0	18.9						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	4.8		3.5		3.7	

(2) 平成20年度の経済動向

平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面にある。雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっている。

物価の動向をみると、原油価格の急速な下落から、消費者物価は今後落ち着いていくと見込まれる。

こうした結果、平成20年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス0.8%程度（名目成長率はマイナス1.3%程度）になると見込まれる。

(3) 平成21年度の経済見通し

平成21年度においては、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」（以下「対策」という）による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待される。

物価は、原油・原材料価格の弱い動きを反映し、前年比で下落する。

こうした結果、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、0.0%程度（名目成長率は0.1%程度）になると見込まれる。

なお、世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の下降局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要がある。

①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の厳しさが続くものの、対策の効果に下支えされ緩やかに持ち直す（対前年度比0.4%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

税制改正やその他の対策等の効果により増加に転じる（対前年度比4.7%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

交易条件の改善や税制改正等の効果等が押し上げ要因となる一方、外需の減少等により厳しい状況が続く（対前年度比4.2%程度の減）。

(iv) 公需

対策の着実な実施等により、公的固定資本形成、政府最終消費支出がともに増加することから、前年度を上回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度0.6%程度）。

(v) 外需

世界的な景気後退、円高を受け、減少する（実質経済成長率に対する外需の寄与度マイナス0.3%程度）。

## ②労働・雇用

雇用調整圧力は対策の実施によって抑制されるが、完全失業率は前年度に比べ上昇する(4.7%程度)。

## ③鉱工業生産

内需、外需の低迷を受けて、引き続き減少する(対前年度比4.8%程度の減)。

## ④物価

原油・原材料価格の弱い動きを反映し、国内企業物価、消費者物価は下落に転じる(企業物価：対前年度比2.1%の下落、消費者物価：対前年度比0.4%の下落)。GDPデフレーターは、おおむね横ばいとなる(対前年度比0.1%程度の上昇)。

## ⑤国際収支

輸出は減少するが、原油・原材料価格の弱い動きから輸入が大幅に減少し、貿易収支黒字は増加する。経常収支黒字はやや増加する(経常収支対名目GDP比3.7%程度)。

(注1) 本経済見通しにあたっては、「2. 平成21年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	4.0	2.0	1.2
円相場(円/ドル)	114.2	101.7	96.9
原油輸入価格(ドル/バレル)	78.5	94.3	58.4

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成20年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(96.9円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成20年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(58.4ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 平成21年度の経済財政運営の基本的態度

国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進める。現下の経済金融情勢に対応し、政府はこれまでも「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」の策定等により対処してきた。引き続き、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ「生活防衛のための緊急対策」を着実に実施するとともに、「新経済成長戦略」<sup>1</sup>等により、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させる。また、「基本方針2006」<sup>2</sup>等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

日本銀行が、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、適切かつ機動的な金融政策により経済を下支えすることを期待する。

---

<sup>1</sup> 「新経済成長戦略 2008 改訂版」(平成20年9月19日閣議決定)

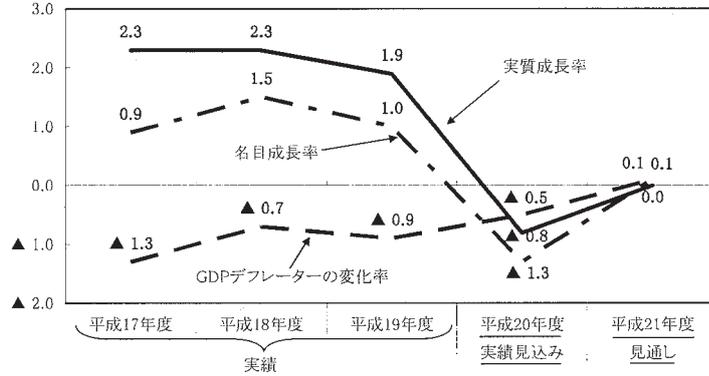
<sup>2</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

(参考)

## 主な経済指標

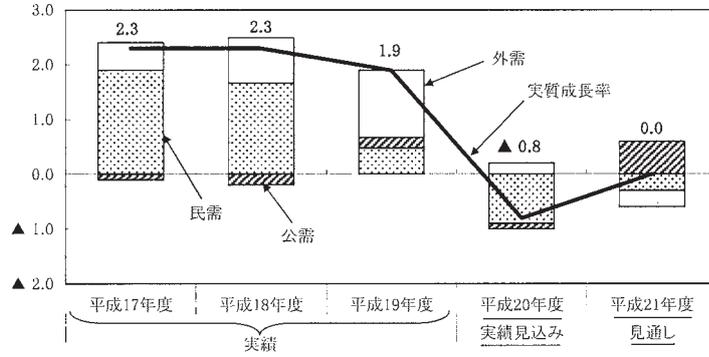
(%、%程度)

### 1. 国内総生産



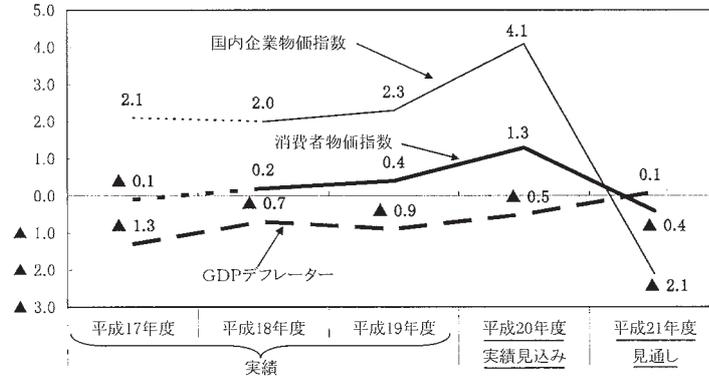
(%、%程度)

### 2. 実質成長率と寄与度



(%、%程度)

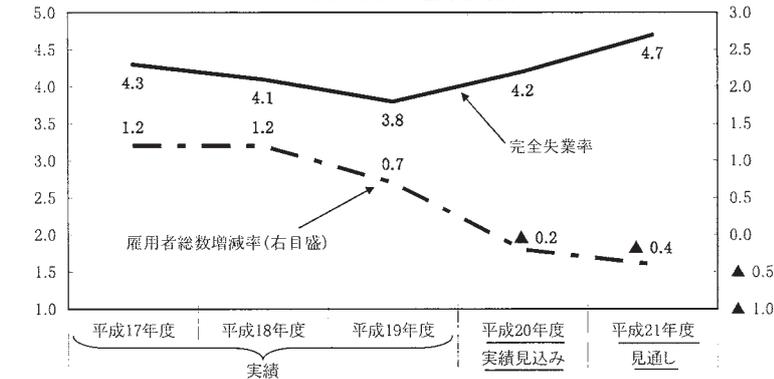
### 3. 物価関係指数の変化率



※ 平成17年度は2000年基準、平成18年度以降は2005年基準による変化率。

(%、%程度)

### 4. 完全失業率と雇用者総数



# 資料 3

## 平成 2 1 年度 一般会計歳入歳出概算

平成20年12月24日  
(単位 百万円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成 2 1 年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租税及印紙収入	53,554,000	46,103,000	△ 7,451,000	△ 13.9
2. その他収入	4,159,340	9,151,001	4,991,661	120.0
3. 公 債 金	25,348,000	33,294,000	7,946,000	31.3
合 計	83,061,340	88,548,001	5,486,661	6.6
歳 出				
1. 国 債 費	20,163,230	20,243,731	80,501	0.4
2. 地方交付税交付金 等	15,613,609	16,573,294	959,685	6.1
3. 一 般 歳 出	47,284,501	51,730,976	4,446,475	9.4
合 計	83,061,340	88,548,001	5,486,661	6.6

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

平成21年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

平成20年12月24日  
(単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成21年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
(社会保障関係費)				
1. 年金医療介護保険給付費	16,680,749	19,600,358	2,919,609	17.5
2. 生活保護費	2,005,336	2,096,888	91,552	4.6
3. 社会福祉費	2,490,425	2,509,115	18,690	0.8
4. 保健衛生対策費	410,355	434,619	24,264	5.9
5. 雇用労災対策費	196,026	193,419	△ 2,607	△ 1.3
計	21,782,891	24,834,399	3,051,508	14.0
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	1,679,576	1,648,250	△ 31,326	△ 1.9
2. 科学技術振興費	1,362,778	1,377,658	14,880	1.1
3. 文教施設費	115,508	115,565	57	0.0
4. 教育振興助成費	2,003,856	2,019,714	15,858	0.8
5. 育英事業費	150,188	149,181	△ 1,007	△ 0.7
計	5,311,906	5,310,368	△ 1,538	△ 0.0
国 債 費	20,163,230	20,243,731	80,501	0.4
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	28,854	26,960	△ 1,894	△ 6.6
2. 旧軍人遺族等恩給費	775,987	718,114	△ 57,873	△ 7.5
3. 恩給支給事務費	2,934	2,746	△ 188	△ 6.4
4. 遺族及び留守家族等援護費	44,452	39,396	△ 5,056	△ 11.4
計	852,227	787,216	△ 65,011	△ 7.6
地方交付税交付金	15,140,120	16,111,283	971,163	6.4
地方特例交付金	473,489	462,011	△ 11,478	△ 2.4
防衛関係費	4,779,650	4,774,135	△ 5,515	△ 0.1

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成21年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
(公共事業関係費)				
1. 治山治水対策事業費	938,934	928,340	△ 10,594	△ 1.1
2. 道路整備事業費	1,483,533	1,222,095	△ 261,438	△ 17.6
3. 港湾空港鉄道等整備事業費	496,465	474,396	△ 22,069	△ 4.4
4. 住宅都市地域環境整備事業費	1,610,065	2,416,487	806,422	50.1
5. 下水道水道廃棄物処理等施設整備費	926,689	879,799	△ 46,890	△ 5.1
6. 農業農村整備事業費	667,736	577,220	△ 90,516	△ 13.6
7. 森林水産基盤整備事業費	296,572	281,595	△ 14,977	△ 5.1
8. 調整費等	242,458	217,458	△ 25,000	△ 10.3
小 計	6,662,452	6,997,390	334,938	5.0
9. 災害復旧等事業費	72,699	72,699	0	0.0
計	6,735,151	7,070,089	334,938	5.0
経済協力費	665,983	629,544	△ 36,439	△ 5.5
中小企業対策費	176,051	188,951	12,900	7.3
エネルギー対策費	865,508	856,171	△ 9,337	△ 1.1
食料安定供給関係費	858,179	865,922	7,743	0.9
その他の事項経費	4,906,955	5,064,181	157,226	3.2
経済緊急対応予備費	—	1,000,000	1,000,000	—
予 備 費	350,000	350,000	0	0.0
合 計	83,061,340	88,548,001	5,486,661	6.6

## 資料 4

### 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕  
閣議決定

#### I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

#### II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

##### 安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

#### 1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

## 2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

## 3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。  
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

### Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

#### 経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

#### 1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

## 2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

(6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

#### IV. 今後の歳出改革の在り方

##### 歳出改革の原則

原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。

原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本の方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

## V. 中期プログラムの準備と実行

### 準備と実行に関する原則

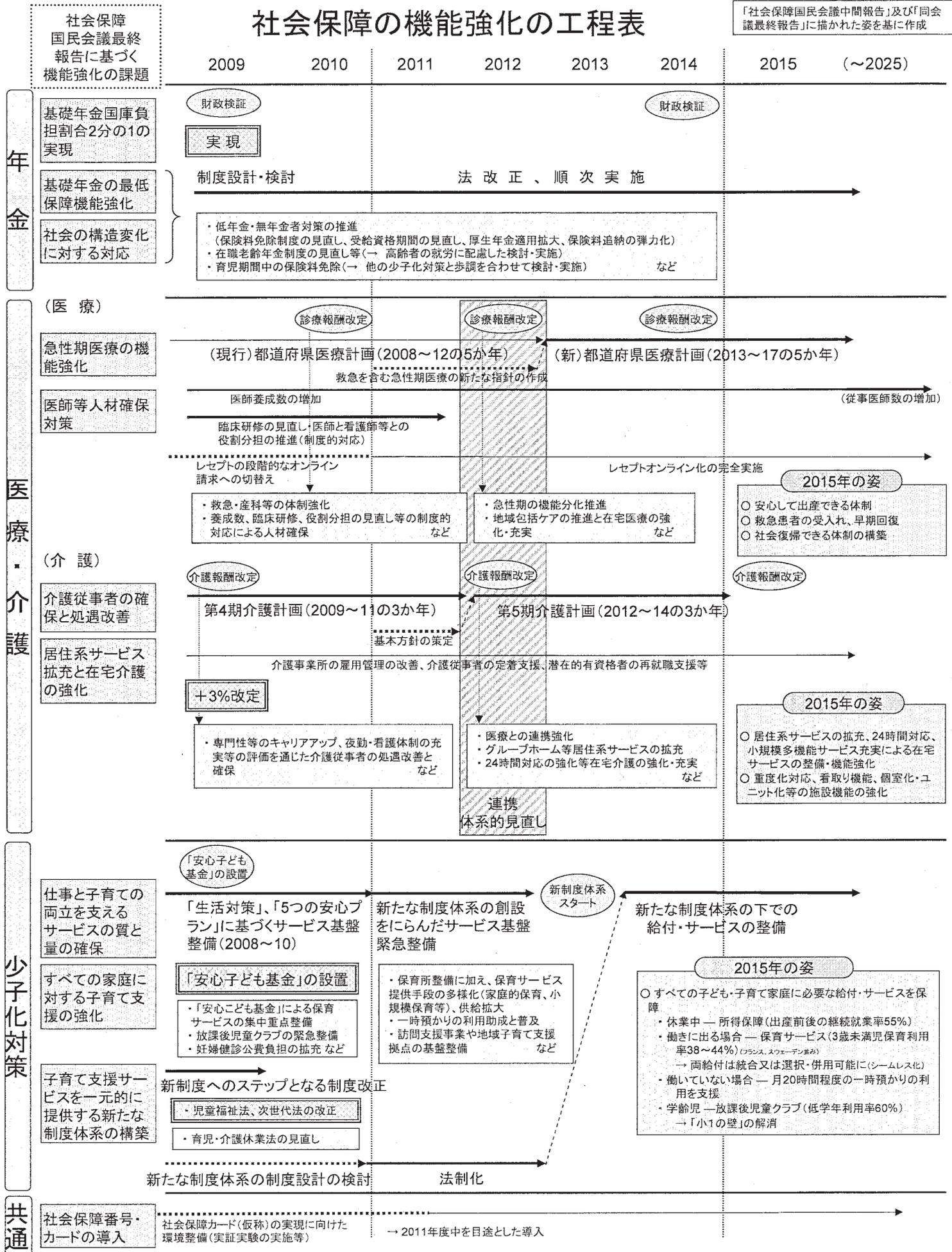
- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

# 社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成



# 資料5

## 平成21年度地方財政収支見通しの概要

平成20年12月24日現在

項 目		平成21年度 (見込)	平成20年度	増減率 (見込)	備 考
入	地 方 税	361,860 億円	404,703 億円	▲ 10.6 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成21年度末見込み 約33.6兆円  2 地方の借入金残高 ・平成21年度末見込み 約197兆円
	地 方 譲 与 税	14,618 億円	7,027 億円	108.0 %	
	地方特例交付金等	4,620 億円	4,735 億円	▲ 2.4 %	
	地 方 交 付 税	158,202 億円	154,061 億円	2.7 %	
	地 方 債	118,329 億円	96,055 億円	23.2 %	
	うち臨時財政対策債	51,486 億円	28,332 億円	81.7 %	
	歳 入 合 計	約 825,600 億円	834,014 億円	約 ▲ 1.0 %	
「一般財源」		590,786 億円	598,858 億円	▲ 1.3 %	
出	給 与 関 係 経 費	約 221,300 億円	222,071 億円	約 ▲ 0.4 %	※ 基礎年金公費負担割合 引上げ分(1,500億円程 度)を含む。
	退職手当以外	約 197,600 億円	198,206 億円	約 ▲ 0.3 %	
	退職手当	約 23,600 億円	23,865 億円	約 ▲ 1.0 %	
	一般行政経費				
	うち単独分	約 138,300 億円	138,410 億円	約 ▲ 0.1 %	
	地方再生対策費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %	
	地域雇用創出推進費	5,000 億円	— 億円	皆増	
	公 債 費	約 133,000 億円	133,796 億円	約 ▲ 0.6 %	
	投資的経費				
	うち単独分	約 80,800 億円	83,307 億円	約 ▲ 3.0 %	
	公営企業繰出金	約 26,600 億円	26,352 億円	約 1.0 %	
	うち企業債還費 普通会計負担分	約 17,600 億円	18,092 億円	約 ▲ 2.6 %	
	水 準 超 経 費	約 12,800 億円	24,500 億円	約 ▲ 47.8 %	
	歳 出 合 計	約 825,600 億円	834,014 億円	約 ▲ 1.0 %	
(地域雇用創出推進費を除く)	〔約 820,600 億円〕	〔834,014 億円〕	〔約 ▲ 1.6 %〕		
地 方 一 般 歳 出	約 662,200 億円	657,626 億円	約 0.7 %		
(地域雇用創出推進費を除く)	〔約 657,200 億円〕	〔657,626 億円〕	〔約 ▲ 0.1 %〕		

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## 資料6

## 平成21年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度 当初予算額	平成20年度			増減額		増減率			
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 C B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)		
国 税	所得税(A)	15,572,000	16,279,000	-756,000	15,523,000	-707,000	49,000	-4.3	0.3	
	酒 税(B)	1,420,000	1,532,000	-64,000	1,468,000	-112,000	-48,000	-7.3	-3.3	
	二 税 計(ア)	16,992,000	17,811,000	-820,000	16,991,000	-819,000	1,000	-4.6	0.0	
	法人税(イ)	10,544,000	16,711,000	-5,552,000	11,159,000	-6,167,000	-615,000	-36.9	-5.5	
	消費税(ウ)	10,130,000	10,671,000	-417,000	10,254,000	-541,000	-124,000	-5.1	-1.2	
	たばこ税(エ)	843,000	894,000	-	894,000	-51,000	-51,000	-5.7	-5.7	
一 般 会 計	(ア)×32%	5,437,440	5,699,520	-262,400	5,437,120	-262,080	320	-4.6	0.0	
	(イ)×34%	3,584,960	5,681,740	-1,887,680	3,794,060	-2,096,780	-209,100	-36.9	-5.5	
	(ウ)×29.5%	2,988,350	3,147,945	-123,015	3,024,930	-159,595	-36,580	-5.1	-1.2	
	(エ)×25%	210,750	223,500	-	223,500	-12,750	-12,750	-5.7	-5.7	
	小 計	12,221,500	14,752,705	-2,273,095	12,479,610	-2,531,205	-258,110	-17.2	-2.1	
	過年度精算分(9,10年度)	-87,000	-87,000	-	-87,000	-	-	0.0	0.0	
	過年度精算分(18年度)	-301,617	-200,000	-	-200,000	-101,617	-101,617	51	51	
	小 計(法定五税分)	11,832,883	14,465,705	-2,273,095	12,192,610	-2,632,822	-359,727	-18.2	-3.0	
	法附則第4条第1項柱書に基 づく加算額	1,000,000	-	-	-	1,000,000	1,000,000	皆増	皆増	
	法附則第4条の2第2項に基 づく加算額	140,000	200,000	-	200,000	-60,000	-60,000	-30.0	-30.0	
法附則第4条の2第3項に基 づく加算額	583,100	474,415	-	474,415	108,685	108,685	22.9	22.9		
臨時財政対策特例加算額	2,555,300	-	1,032,048	1,032,048	2,555,300	1,523,253	皆増	147.6		
臨時財政対策償還加算額	-	-	1,241,048	1,241,048	-	-1,241,048	-	皆減		
計 (一般会計繰入れ)	16,111,283	15,140,120	-	15,140,120	971,163	971,163	6.4	6.4		
特 別 会 計	返 還 金	54	162	-	162	-108	-108	-66.7	-66.7	
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	
	借入金償還額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	借入金等利子充当分	-571,100	-571,100	-	-571,100	-	-	0.0	0.0	
	剰余金の活用	280,000	250,000	-	250,000	30,000	30,000	12.0	12.0	
	前年度からの繰越分	-	586,900	-	586,900	-586,900	-586,900	皆減	皆減	
	翌年度への繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-291,046	265,962	-	265,962	-557,008	-557,008	-209.4	-209.4	
地 方 交 付 税	合 計	15,820,237	15,406,082	-	15,406,082	414,155	414,155	2.7	2.7	
	内 訳	普通交付税	14,870,972	14,481,565	-	14,481,565	389,407	389,407	2.7	2.7
	特別交付税	949,265	924,517	-	924,517	24,748	24,748	2.7	2.7	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

## 資料 7

## 平成 2 1 年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	21年度	20年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	783.8	747.7	36.1	4.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	259.4	259.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	66.0	66.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,444.2	1,402.8	41.4	3.0
特定防衛施設周辺整備調整交付金	243.8	216.1	27.7	12.8
石油貯蔵施設立地対策等交付金	58.2	60.8	△ 2.6	△ 4.3
地方道路整備臨時交付金	0.0	6,825.0	△ 6,825.0	皆減
地域活力基盤創造交付金	9,400.0	0.0	9,400.0	皆増

## 資料 8

## 平成 21 年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成21年度 計画額 (A)	平成20年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一 般 会 計 債				
1 一 般 公 共 事 業	18,186	18,874	△ 688	△ 3.6
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,532	1,603	△ 71	△ 4.4
3 災 害 復 旧 事 業	372	403	△ 31	△ 7.7
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	5,974	6,241	△ 267	△ 4.3
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,923	1,993	△ 70	△ 3.5
(2) 社 会 福 祉 施 設	291	306	△ 15	△ 4.9
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,243	1,369	△ 126	△ 9.2
(4) 一 般 補 助 施 設 等	1,817	1,873	△ 56	△ 3.0
(5) 施 設 ( 一 般 財 源 化 分 )	700	700	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	27,057	25,341	1,716	6.8
(1) 一 般	5,328	5,111	217	4.2
(2) 地 域 活 性 化	844	870	△ 26	△ 3.0
(3) 防 災 対 策	1,222	1,260	△ 38	△ 3.0
(4) 合 併 特 例	9,500	9,500	0	0.0
(5) 地 方 道 路 等	10,163	8,600	1,563	18.2
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,116	3,213	△ 97	△ 3.0
(1) 辺 地 対 策	478	493	△ 15	△ 3.0
(2) 過 疎 対 策	2,638	2,720	△ 82	△ 3.0
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	607	636	△ 29	△ 4.6
8 行 政 改 革 推 進	3,200	4,400	△ 1,200	△ 27.3
9 調 整	100	50	50	100.0
計	60,144	60,761	△ 617	△ 1.0
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	3,570	4,263	△ 693	△ 16.3
2 工 業 用 水 道 事 業	289	259	30	11.6
3 交 通 事 業	2,564	2,798	△ 234	△ 8.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	36	40	△ 4	△ 10.0
5 港 湾 整 備 事 業	550	556	△ 6	△ 1.1
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	2,414	2,887	△ 473	△ 16.4
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	128	448	△ 320	△ 71.4
8 地 域 開 発 事 業	1,339	1,467	△ 128	△ 8.7
9 下 水 道 事 業	13,494	14,994	△ 1,500	△ 10.0
10 観 光 そ の 他 事 業	130	71	59	83.1
計	24,514	27,783	△ 3,269	△ 11.8
合 計	84,658	88,544	△ 3,886	△ 4.4

(単位：億円、%)

項 目		平成21年度 計画額 (A)	平成20年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		-	2,000	△ 2,000	皆減
四臨時財政対策債		51,486	28,332	23,154	81.7
五退職手当債		5,700	5,900	△ 200	△ 3.4
六国の予算等貸付金債		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
総 計		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
		141,844	124,776	17,068	13.7
内 訳	普通会計分	118,329	96,055	22,274	23.2
	公営企業会計等分	23,515	28,721	△ 5,206	△ 18.1
資金区分					
公 的 資 金		57,670	45,730	11,940	26.1
財 政 融 資 資 金		39,340	32,400	6,940	21.4
地方公共団体金融機構資金(仮称)		18,330	13,330	5,000	37.5
(国の予算等貸付金)		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
民 間 等 資 金		84,174	79,046	5,128	6.5
市 場 公 募		36,700	34,000	2,700	7.9
銀 行 等 引 受		47,474	45,046	2,428	5.4

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 地方道路等は、道路特定財源の一般財源化に伴い創設するものであり、平成20年度計画額は、臨時地方道に係る額である。
- 2 行政改革推進は、平成20年度の行政改革等推進のうちの地域再生事業に係るものを廃止している。
- 3 臨時河川等及び臨時高等学校は、一般に移し替えている。
- 4 介護サービス施設整備事業は、病院事業・介護サービス事業に移し替えている。
- 5 公営企業借換債は、補償金免除繰上償還と併せて平成19年度及び平成20年度に前倒し実施されたことから、平成21年度においては計上していない。
- 6 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。
- 7 地方公共団体金融機構資金(仮称)の平成20年度計画額は、地方公営企業等金融機構資金及び公営企業金融公庫資金の合算額である。

## 財政融資資金の償還年限の延長

事業債区分		事業区分	償 還 年 限	
			現 行	改正後
一 般 会 計 債	一般公共事業 (各種災害関連事業)		20 (3)	25 (3)
	辺地対策事業		10 (2)	診療所について 30 (5) (利率見直しの場合)
	過疎対策事業		12 (3)	病院、診療所及び 職員宿舎について 30 (5) (利率見直しの場合)
公 営 企 業 債	工業用水道事業		28 (5)	30 (5)
	交通事業	電車	10 (2)	13 (3)
			利率見直し方式 13 (3)	
	交通事業	バス車庫・営業所	20 (5)	30 (5) (利率見直しの場合)
	病院事業	職員宿舎	25 (3)	30 (5)
介護サービス 施設整備事業	その他（訪問介護ス テーション、介護老人保 健施設以外のもの）	20 (3)	30 (5) (利率見直しの場合)	

・（ ）書は、償還年限のうち据置期間を示す。

# 資料10

## 平成21年度の共済組合負担の組合別料率

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職	
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職		
長期	給料	94.1657%						
	期末手当等	75.3326%						
	公経済	32.1%						
追 加 費 用		88.5%	111.6%	66.1%	98.6%	87.7%	54.4%	
短期	給料	50.68%	43.52%		52.65%	52.65%	51.56%	
	短期+福祉	45.02%	38.71%		46.71%	46.71%	45.03%	
	育休介護手当金	0.28%	0.33%		0.09%	0.09%	0.26%	
	介護納付金	5.38%	4.48%		5.85%	5.85%	5.39%	
	特別財政調整	—	—		—	—	0.88%	
	期末手当等	40.53%	34.81%		42.12%	42.12%	41.24%	
	短期+福祉	36.01%	30.97%		37.37%	37.37%	36.02%	
	育休介護手当金	0.22%	0.26%		0.07%	0.07%	0.21%	
	介護納付金	4.30%	3.58%		4.68%	4.68%	4.31%	
	特別財政調整	—	—		—	—	0.70%	
	事 務 費		240円	240円		240円	240円	9,610円

(備考)

- 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。
- 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。

地方公務員災害補償基金の負担金率

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合	
	～平成20年度	平成21年度～
義務教育学校職員	1,000分の0.71	1,000分の0.76
義務教育学校職員 以外の教育職員	1,000分の0.91	1,000分の1.05
警察職員	1,000分の2.58	1,000分の3.18
消防職員	1,000分の1.56	1,000分の1.67
電気・ガス・水道 事業職員	1,000分の1.16	1,000分の1.34
運輸事業職員	1,000分の1.14	1,000分の2.18 ※
清掃事業職員	1,000分の3.37	1,000分の3.34
船員	1,000分の4.87	1,000分の6.44
その他の職員	1,000分の0.89	1,000分の1.04

※ 運輸事業職員に係る給与の総額に乗ずる割合は、平成21年度においては1,000分の1.49と、平成22年度においては1,000分の1.84とする。